

阿南市要綱第2号

阿南市住んでみんでANAN事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市（以下「市」という。）への移住・定住促進や子育て世帯を積極的に支援することにより、定住人口の増加を図り、もって地域の活性化に資するため、市内に自らが定住する目的で住宅を新築又は購入（以下「取得」という。）する者に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で阿南市住んでみんでANAN事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建て、連続建て、重ね建て及び共同建て住宅をいう。
- (2) 新築住宅 自己の居住の用に供するために市内に新たに建築された住宅であって、その建築工事完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (3) 中古住宅 住宅の建築工事完了の日から起算して1年を超えている住宅、又は既に人が居住していた住宅をいう。
- (4) 対象住宅 補助金の交付の対象となる新築住宅又は中古住宅をいう。
- (5) 居住用部分 居間、寝室、台所その他専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (6) 住宅取得日 登記事項証明書に記載された原因及びその日付の年月日をいう。
- (7) 子育て世帯 対象住宅認定申請時において、中学生以下

の子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及び母子手帳等で出産予定が確認できる胎児）を含む世帯をいう。

- (8) 移住世帯 世帯の全員が対象住宅の取得日を挟んだ前後それぞれ1年間に市に転入し、かつ、当該転入した日の前日から起算して前3年間に市に住所を有したことがない世帯をいう。ただし、就学、転勤、入院等の場合であって、一時的に、市に住所を有する又は有していた場合を除く。
- (9) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により、市が策定する阿南市立地適正化計画に基づき、都市計画区域内における居住を誘導する区域をいう。
- (10) 区域内取得世帯 居住誘導区域内において対象住宅を取得する世帯をいう。
- (11) フラット35 民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が提携して提供する最長35年の全期間固定金利の住宅ローンをいう。
- (12) フラット35（子育て支援型・地域活性化型） 市と機構が連携し、補助金と併せて、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度をいう。
- (13) 市税等 市税、国民健康保険税及び税外徴収金をいう。
- (14) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条に規定する空家等をいう。
- (15) 別荘 居住の有無に関わらず、既に住宅を所有している者が新たに取得する住宅をいう。
- (16) 一団の土地 一筆の土地であるか否かを問わず、同一の利用目的のために供されている土地をいう。
- (17) 住替え支援事業 阿南市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱（平成27年阿南市要綱第32号）第2条第11号に規定する住宅の住替え支援事業をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 子育て世帯、移住世帯又は区域内取得世帯で、かつ、対象住宅認定申請時において、49歳以下の者又は生計を一にする同居の配偶者が49歳以下の者
- (2) フラット35（子育て支援型・地域活性化型）を利用して市内に対象住宅を取得する者
- (3) 対象住宅の所有権を有している者又は有する予定である者
- (4) 対象住宅に住所を有し、5年以上継続して居住する意思がある者
- (5) 世帯を構成する者が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 世帯を構成する者が、市税等を滞納していないこと。
- (7) 世帯を構成する者が、阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 世帯を構成する者が、相続等により、市内に存する空家等の所有権を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 別荘の取得
- (2) 賃貸、販売等営利を目的とする住宅
- (3) 公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅
- (4) 一団の土地において、住替え支援事業の補助金を受けようとしている又は受けているとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の対象経費)

第4条 対象住宅の取得に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負契約又は売買契約に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事請負契約又は売買契約に係る経費は補助の対象としない。

- (1) 土地の取得に係る経費
- (2) 併用住宅における居住用部分以外の部分に係る経費
- (3) 敷地の造成、門、塀その他の住宅の外構工事に係る経費
- (4) 家具、家庭用電気機械器具等の購入及びその設置等に係る経費
- (5) 住宅改修等に係る国又は地方公共団体が行う他の補助金等を利用する場合における当該補助の対象となった工事に係る経費
- (6) その他市長が補助の対象として適当でないと認める経費（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表1のとおりとし、各区分に掲げる世帯の要件を満たす場合にあっては、それぞれ同表に定める額を合算して得た額とする。

(対象住宅認定申請)

第6条 交付対象者は、取得する住宅について、あらかじめ対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象住宅に係る工事請負契約又は売買契約の締結後、対象住宅認定申請書（様式第1号）に、別表2対象住宅認定申請時の項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請は、転入届以前においても行うことができる。

(対象住宅の認定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ、現地調査等により申請内容を確認し、適当と認めるときは、対象住宅認定通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは、対象住宅不認定通知書(様式第6号)により、交付対象者に通知するものとする。

(対象住宅認定申請の取下げ等)

第8条 交付対象者は、第6条第2項の規定による申請を取り下げようとするときは、対象住宅認定申請書取下げ届(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類の受理をもって取下げの承認とする。

(補助金申請者)

第9条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 第7条の対象住宅認定通知を受けた者
- (2) 対象住宅の所在地に住所を有し、現に居住している者
- (3) 対象住宅の所有権を有している者

(補助金の交付申請及び事業完了報告)

第10条 申請者は、対象住宅の取得が完了し、所有権の保存若しくは移転の登記が完了した日、対象住宅への転居日又は前条の対象住宅認定通知書の通知日のいずれか遅い日から2月以内又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書兼事業完了報告書(様式第8号)に、別表3補助金交付申請時の項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ、現地調査等により申請内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書兼補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、交付決定をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象住宅の固定資産税を納付すること。
- (2) 被交付決定者及びその世帯員が対象住宅に住所を有し、5年以上居住すること。
- (3) 対象住宅を当該補助金の交付を受けた日から5年以内に、取り壊し、譲渡、貸付け交換又は売却しないこと。
- (4) 補助事業の収支についての証拠書類を徴し、その出納に関する一切の事項を明らかにして、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておくこと。
- (5) 対象住宅及び居住状況等に関し、報告や実地調査を求めた場合には、これに応じること。
- (6) 交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、当該取消額を指定期日までに返還すること。
- (7) 阿南市住んでみんでANAN事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

（補助金の請求）

第12条 前条第1項の補助金交付決定通知書兼補助金交付額確定通知を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）が、補助金を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出を受理した後に、被交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第3条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたととき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、被交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、補助金の交付を受けた日以後の経過年数により別表4に定める金額の返還を命ずることとし、その返還命令は、補助金返還命令書（様式第13号）により、被交付決定者に通知するものとする。

(報告及び実地調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、当該補助事業に関し、被交付決定者及び対象住宅の取得に係る建設業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

(帳簿等の保管)

第16条 被交付決定者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理及び保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和元年6月5日以後に工事請負契約又は売買契約を行った住宅について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

区分	新築の場合	中古住宅購入の場合
子育て世帯	20万円	15万円
移住世帯	20万円	15万円
区域内取得世帯	20万円	15万円

別表 2（第 6 条関係）

提出すべき書類一覧表

対 象 住 宅 認 定 申 請 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請額計算書（様式第 2 号） (2) 定住誓約書（様式第 3 号） (3) 市税納税状況等調査同意書（様式第 4 号） (4) 申請者及び同居を予定している者の名寄台帳 (5) 申請者及び同居を予定している者の住民票の写し (6) 対象住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (7) 対象住宅の位置図及び配置図（百分の一以上のもの） (8) 対象住宅の居住用部分が明らかになる図面及び計算書 (9) フラット 35（子育て支援型・地域活性化型）利用申請書 (10) その他市長が必要と認める書類
---	---

別表3（第10条関係）

提出すべき書類一覧表

補助金交付申請時	<p>(1) 補助金交付申請額計算書（様式第2号）</p> <p>(2) フラット35金銭消費貸借契約証書の写し</p> <p>(3) 対象住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>(4) 請求書（内訳明細書が付いたもの）及び領収書の写し</p> <p>(5) 対象住宅の登記事項証明書</p> <p>(6) 対象住宅の位置図及び配置図（百分の一以上のもの）</p> <p>(7) 対象住宅の居住用部分が明らかになる図面及び計算書</p> <p>(8) 建築基準法第7条第5項の規定による対象住宅の検査済証の写し</p> <p>(9) 申請者及び同居を予定している者の住民票の写し</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> <p><u>ただし、(1)、(3)、(6)、(7)については、対象住宅認定申請時から変更がある場合に限る。</u></p>
----------	--

別表4（第14条関係）

経過年数	返還額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の80%相当額
2年以上3年未満	補助金の60%相当額
3年以上4年未満	補助金の40%相当額
4年以上5年未満	補助金の20%相当額
5年以上	返還なし